

※ 勘定科目における「事業外繰入金収益」「事業外固定資産移管収益」「事業外繰入金費用」及び「事業外固定資産移管費用」の「事業外」とは、就労支援事業以外の事業を指す。

別紙 2

就労支援事業事業活動内訳表

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位：円)

勘定科目			A事業所	B事業所	C事業所	事業所合計	内部取引消去	合計
サービス活動増減の部	収益	就労支援事業収益 障害福祉サービス等事業収益 経常経費寄附金収益 その他の収益						
		サービス活動収益計(1)						
	費用	人件費 事業費 事務費 就労支援事業費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用						
		サービス活動費用計(2)						
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)						
	サービス活動外増減の部	借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益						
		サービス活動外収益計(4)						
	費用	支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用						
		サービス活動外費用計(5)						
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)						
		経常増減差額(7)=(3)+(6)						

特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益					
		施設整備等寄附金収益					
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益					
		固定資産受贈額					
		固定資産売却益					
		事業外繰入金収益					
		事業所間繰入金収益					
		事業外固定資産移管収益					
		事業所間固定資産移管収益					
	その他の特別収益						
	特別収益計(8)						
費用	基本金組入額						
	資産評価損						
	固定資産売却損・処分損						
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××	
	国庫補助金等特別積立金積立額						
	災害損失						
	事業外繰入金費用						
	事業所間繰入金費用						
	事業外固定資産移管費用						
事業所間固定資産移管費用							
その他の特別損失							
特別費用計(9)							
特別増減差額(10)=(8)-(9)							
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)							
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)						
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)						
	基本金取崩額(14)						
	その他の積立金取崩額(15)						
	その他の積立金積立額(16)						
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)						